

桑名市告示第74号

桑名市移住支援補助金交付要綱を次のように定める。

令和2年3月26日

桑名市長 伊藤 徳 宇

桑名市移住支援補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、三重県まち・ひと・しごと創生総合戦略、桑名市まち・ひと・しごと創生総合戦略等に基づき、桑名市内における移住・定住の促進及び中小企業等における労働力不足の解消に資するため、三重県と桑名市が共同して行う移住支援事業において、予算の範囲内において桑名市移住支援補助金(以下「補助金」という。)を交付することについて、桑名市補助金等交付規則(平成16年桑名市規則第54号)、三重県移住・就業マッチング支援事業実施要領その他法令等に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(対象者)

第2条 補助金の対象者は、次の各号(単身の申請の場合にあっては、第1号及び第2号に限る。)に掲げる要件のいずれにも該当するものとする。

(1) 移住等に関する要件として、次のいずれにも該当すること。

ア 移住元について、次に掲げる事項のいずれにも該当すること。

(ア) 住民票を移す直前の10年間のうち、通算5年以上、東京23区内に在住又は東京都、埼玉県、千葉県及び神奈川県(以下「東京圏」という。)のうちの条件不利地域(過疎地域自立促進特別措置法(平成12年法律第15号)、山村振興法(昭和40年法律第64号)、離島振興法(昭和28年法律第72号)、半島振興法(昭和60年法律第63号)又は小笠原諸島振興開発特別措置法(昭和44年法律第79号)の指定区域を含む市町村(政令指定都市を除く。)をいう。以下同じ。)以外の地域に在住し、東京23区内への通勤(雇用者としての通勤の場合にあっては、雇用保険の被保険者としての通勤に限る。以下同じ。)をしていたこと。

(イ) 住民票を移す直前に、連続して1年以上、東京23区内に在住又は東京圏のうちの条件不利地域以外の地域に在住し、東京23区内への通勤をしていたこと。この場合において、東京23区内への通勤の期間については、住民票を移す3か月前までを当該1年の起算点とすることができる。

イ 移住先に関する要件として、次に掲げる事項のいずれにも該当すること。

(ア) 令和元年9月10日以後に桑名市に転入したこと。

(イ) 移住先が都市再生特別措置法(平成14年法律第22号)第81条第1項の規定により定められた桑名市立地適正化計画における、居住誘導区域に指定された区域であること。

(ウ) 補助金の申請時において、転入後3か月以上1年以内であること。

(エ) 補助金の申請の日から5年以上、継続して桑名市に居住する意思を有していること。

ウ 次に掲げる事項のいずれにも該当すること。

(ア) 暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する者(三重県移住・就業マッチング支援事業からの暴力団等排除措置要領の別表に掲げる一に該当する者をいう。以下同じ。)でないこと。

(イ) 日本人である、若しくは外国人であって、永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等、定住者又は特別永住者のいずれかの在留資格を有すること。

(ウ) 三重県及び桑名市が補助金の対象として不適当と認める者でないこと。

(2) 就職に関する要件として、次に掲げる事項のいずれにも該当すること。

ア 勤務地が桑名市内に所在すること。

イ 就業先が、移住支援事業を実施する都道府県が補助金の対象としてマッチングサイトに掲載している求人であること。

ウ 就業者にとって3親等以内の親族が代表者、取締役などの経営を担う職務を務めている法人への就業でないこと。

エ 週20時間以上の無期雇用契約に基づいて就業し、申請時において当該法人に連続して3か月以上在職していること。

オ イの求人への応募日が、マッチングサイトに当該求人が補助金の対象として掲載された日以

後であること。

カ イの就業先に、補助金の申請の日から5年以上、継続して勤務する意思を有していること。
キ 転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更ではなく、新規の雇用であること。

(3) 世帯に関する要件として、次に掲げる事項のいずれにも該当すること。

ア 移住元において、補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）を含む2人以上の世帯員が、住民票の上で同一世帯に属していたこと。

イ 補助金の交付の申請時において、申請者を含む2人以上の世帯員が、同一世帯に属していること。

ウ 申請者を含む2人以上の世帯員がいずれも、令和元年9月10日以後に、桑名市に転入したこと。

エ 補助金の交付の申請時において、申請者を含む2人以上の世帯員がいずれも、桑名市への転入後3か月以上1年以内であること。

オ 申請者を含む2人以上の世帯員がいずれも、暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する者でないこと。

(補助金の額)

第3条 補助金の額は、2人以上の世帯の申請の場合にあっては100万円、単身の申請の場合にあっては60万円とし、予算の範囲内で交付するものとする。

(交付の申請)

第4条 申請者は、桑名市移住支援補助金交付申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）に次に掲げる書類等を添えて市長に提出しなければならない。

(1) 移住先の就業先の就業証明書（様式第2号）

(2) 戸籍の附票の写し、移住元の住民票の除票の写し等の本人確認ができる書類

(3) 第2条各号（単身の申請の場合にあっては、第1号及び第2号に限る。）に掲げる要件に該当することを証する書類等

(交付の決定等)

第5条 市長は、申請書の提出があったときは、その内容を審査し、補助金を交付することが適当と認めるときは、補助金の額を確定し、桑名市移住支援補助金交付決定通知書（様式第3号）により、当該申請者に通知するものとする。

2 市長は、前項の審査の結果、補助金を交付することが不適当と認める場合又は予算上の理由等により当該年度における補助金の交付を行うことができない場合は、桑名市移住支援補助金交付申請却下通知書（様式第4号）により、申請者に通知するものとする。

(補助金の交付)

第6条 前条第1項の規定により補助金の交付の決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、速やかに桑名市移住支援補助金請求書（様式第5号。以下「請求書」という。）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、請求書の提出があったときは、速やかに補助金を交付するものとする。

(報告及び立入調査)

第7条 三重県及び桑名市は、桑名市移住支援事業が適切に実施されたかどうか等を確認するため、必要があると認めるときは、交付決定者及び就業先の企業等に補助金に関する報告及び立入調査を求めることができる。

(補助金の返還)

第8条 市長は、交付決定者が次に掲げる要件に該当する場合、補助金の全額又は半額の返還を請求するものとする。ただし、就業先の企業等の倒産、災害、病気等のやむを得ない事情があるものとして三重県及び桑名市が認める場合は、この限りでない。

(1) 次のいずれかに該当する場合、全額の返還とする。

ア 虚偽の申請等をした場合（移住後、交付決定者又は世帯員が、暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する者であることが判明した場合を含む。）

イ 補助金の申請の日から3年未満に桑名市から転出した場合

ウ 補助金の申請の日から1年以内に補助金の要件を満たす職を辞した場合

エ 補助金の申請の日から1年以内に勤務地が桑名市以外に変更となった場合

(2) 補助金の申請の日から3年以上5年以内に桑名市から転出した場合、半額の返還とする。

(定着等の確認)

第9条 市長は、交付決定者の定着等について、次のとおり確認を行うものとする。

(1) 交付決定者は、補助金の申請の日から1年を経過した日以後、就業先である事業主に就業証明書¹の交付を求めるとともに当該申請日から1年を経過した日の1か月以内に市長に提出し、その確認を受けなければならない。

(2) 市長は、補助金の申請日から5年を経過する日までの間、当該申請日から1年ごとに、交付決定者の住所について、住民基本台帳の閲覧その他の方法により確認を行うものとする。

(書類の管理)

第10条 交付決定者は、補助金に係る関係書類を補助金の交付の決定を受けた日の属する年度から5年間保管しなければならない。

(その他)

第11条 この告示に定めるもののほか、この告示の実施について必要な事項は、三重県と桑名市が協議して定める。

附 則

この告示は、令和2年4月1日から施行する。

桑名市移住支援補助金交付申請書

年 月 日

（宛先）桑名市長

桑名市移住支援補助金の交付を受けたいので、桑名市移住支援補助金交付要綱第4条の規定により、下記のとおり申請します。

記

1 申請者欄

フリガナ		生年月日	
氏名		年	月 日
住所	〒	電話 番号	
メールアドレス			

2 世帯の状況（該当するものに○を付けてください。）

区分	単身・2人以上の世帯	2人以上の世帯の場合は同時に移住した家族の人数 （1の申請者は含まない。）	人
----	------------	--	---

3 各種確認事項（内容を確認し、右欄に○を記入してください。）

別紙1「桑名市移住支援補助金の交付申請に関する誓約事項」に記載された内容について誓約する。	
別紙2「桑名市移住支援事業に係る個人情報の取扱い」に記載された内容について同意する。	
暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有するものについて、申請者、世帯員とも該当しない。	
申請日から5年以上継続して、桑名市に居住し、かつ、就業する意思がある。	
就業先の法人の代表者又は取締役などの経営を担う者と3親等以内の親族に該当しない。	

4 移住元の住所

住所	〒
----	---

（裏面につづく）

5 東京23区への在勤履歴（東京23区の在勤者に該当する場合のみ記載）

※住民票を移す直前の10年間のうち、通算5年以上の在勤履歴を記載

期間	企業名	就業地
～		〒
～		〒
～		〒
～		〒
～		〒
～		〒

6 補助金申請額（※申請する金額を記入してください）

金 円

7 添付書類（※下記の書類を添付してください。提出前にチェックしてください。）

- ① 桑名市移住支援補助金の交付申請に関する誓約事項（別紙1）
- ② 就業先が交付した就業証明書（移住支援補助金の申請用）（様式第2号）
- ③ 住民票を移す直前の10年間のうち、通算5年以上及び直前連続1年以上在住の証明書類（戸籍の附票の写し、移住元の住民票の除票の写し等）※世帯の場合は、移住元（転入前）において、同一世帯であったことが確認できること
- ④ 住民票を移す直前の10年間のうち、通算5年以上及び直前連続1年以上の就労の証明書類（※以下の書類いずれか）

【雇用保険の被保険者として雇用されていた者】

- ④-1 移住元で就業していた企業等の退職証明書等
- ④-2 雇用保険の被保険者であったことを確認できる書類（離職票等）

【法人経営者又は個人事業主であった者】

- ④-3 開業届出済証明書その他移住元での事業所所在地を確認できる書類
- ④-4 個人事業等の納税証明書その他移住元での事業所開設期間を確認できる書類
- ⑤ 身分証明書（提示により本人確認ができる書類）

【県・市確認欄】※記入しないこと

管理コード（三重県及び桑名市使用欄）	
--------------------	--

桑名市移住支援補助金の交付申請に関する誓約事項

- 1 桑名市移住支援補助金に関する報告及び立入調査について、三重県及び桑名市から求められた場合には、それに応じます。
- 2 以下の場合には、桑名市移住支援補助金交付要綱に基づき、移住支援補助金の全額又は半額を返還します。
 - (1) 補助金の申請に当たって、虚偽の内容を申請したことが判明した場合：全額（移住後、申請者又は世帯員が、暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有するものであることが判明した場合を含む。）
 - (2) 補助金の申請の日から3年未満に桑名市以外の市区町村に転出した場合：全額
 - (3) 補助金の申請の日から1年以内に移住支援金の要件を満たす職を辞した場合：全額
 - (4) 補助金の申請の日から1年以内に勤務地が桑名市以外へ変更となった場合：全額
 - (5) 補助金の申請の日から3年以上5年以内に桑名市以外の市区町村に転出した場合：半額
- 3 補助金の申請の日から1年を経過した日以後、就業先である事業主に就業証明書の交付を求めるとともに当該申請日から1年を経過した日の1か月以内に市長に提出し、その確認を受けます。
- 4 補助金に係る関係書類を補助金の交付の決定を受けた日の属する年度から5年間保管します。

桑名市移住支援事業に係る個人情報の取扱い

- 1 三重県及び桑名市は、桑名市移住支援事業の実施のために、住民基本台帳の閲覧その他の方法により申請者等の情報を確認することがあります。
- 2 桑名市移住支援事業の実施に際して得た個人情報について、三重県及び桑名市が定める個人情報保護条例等の規定に基づき適切に管理し、本事業の実施のために利用します。
- 3 三重県及び桑名市は、当該個人情報について、他の都道府県において実施する移住支援事業の円滑な実施、国への実施状況の報告等のため、国、他の都道府県及び他の市区町村に提供し、又は確認する場合があります。
- 4 三重県及び桑名市は、申請者及びその世帯員が暴力団等に関するものであるかを確認するため、補助金の申請の日から5年間、申請者及び全ての世帯員の氏名、生年月日を三重県警察本部に確認します。

就 業 証 明 書

年 月 日

（宛先）桑名市長

所在地

事業者名

代表者名

印

電話番号

担当者

下記のとおり相違ないことを証明します。

記

勤務者名	
勤務者住所	〒
勤務先所在地	〒
勤務先電話番号	
就業年月日	
応募受付年月日	
雇用形態	週20時間以上の無期雇用
勤務者と代表者又は取締役などの経営を担う者との関係	3親等以内の親族に該当しない
マッチングサイト 求人管理番号	

桑名市移住支援補助事業に関する事務のため、勤務者の勤務状況などの情報を、三重県及び桑名市の求めに応じて、三重県及び桑名市に提供することについて、勤務者の同意を得ています。

また、上記の者についての桑名市移住支援補助金に関する報告及び立入調査について、三重県及び桑名市から求められた場合には、それに応じます。

桑名市移住支援補助金交付決定通知書

年 月 日

様

桑名市長 印

年 月 日付けで申請のありました桑名市移住支援補助金について、下記のとおり補助金の交付を決定しましたので、桑名市移住支援補助金交付要綱第5条第1項の規定により通知します。

記

移住支援補助金 _____円

（備考）

- 1 桑名市は、桑名市移住支援補助金要綱の規定に基づき、以下の場合には、移住支援補助金の全額又は半額の返還を請求します。
 - ・申請に当たって、虚偽の内容を申請したことが判明した場合：全額（移住後、申請者又は世帯員が、暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する者であることが判明した場合を含む。）
 - ・申請日から3年未満に桑名市以外の市区町村に転出した場合：全額
 - ・申請日から1年以内に移住支援補助金の要件を満たす職を辞した場合：全額
 - ・申請日から1年以内に勤務地が桑名市以外へ変更となった場合：全額
 - ・申請日から3年以上5年以内に桑名市以外の市区町村に転出した場合：半額
- 2 桑名市は、桑名市移住支援補助金要綱の規定に基づき、桑名市移住支援補助事業が適切に実施されたかどうか等を確認するため、必要な事項の報告を求め、及び関係する場所に立入調査を行います。報告及び立入調査に応じない場合、虚偽の内容を申請したものと推定し、備考1に定める返還請求を行う場合があります。
- 3 フラット35地域活性化型（地方移住支援）の金利引下げの適用について
 - ・この通知書はフラット35地域活性化型（地方移住支援）の金利引下げの適用を受ける際の必要書類であり、紛失した場合は金利引下げの適用を受けられない場合があります。
 - ・移住支援補助金の返還を請求された場合はフラット35地域活性化型（地方移住支援）の金利引下げの適用を受けられない場合があります。
 - ・移住支援補助金を受領した方に対するフラット35地域活性化型（地方移住支援）の金利引下げ制度の適用を受けるためには、交付決定日から5年以内に取扱金融機関への申込が必要となります。

管理コード	
-------	--

様式第4号（第5条関係）

桑名市移住支援補助金交付申請却下通知書

年 月 日

様

桑名市長 印

年 月 日付けで申請のありました桑名市移住支援補助金交付申請について、下記の理由により却下しましたので、桑名市移住支援補助金交付要綱第5条第2項の規定により通知します。

記

却下の理由

桑名市移住支援補助金請求書

年 月 日

（宛先）桑名市長

（請求者）

住 所

氏 名

印

電話番号

年 月 日付け 第 号で交付決定のありました桑名市移住支援補助金について、桑名市移住支援補助金交付要綱第6条第1項の規定に基づき、下記のとおり請求します。

記

1 移住支援補助金決定額 金 円

2 振込先

金融機関名			
支店(所)名		口座種別	普通・当座・()
口座番号			
フリガナ			
口座名義人			

※口座名義は交付請求者本人名義のものに限ります。

3 添付書類

振込先の口座情報を確認できる書類（預金通帳又はキャッシュカードの写し）